

<規制評価シート> (各府省作成)

【① 農林水産省回答】

規制改革事項(事務局記載)		農業生産法人の要件(資本、事業、役員)の更なる緩和
規制の概要(事務局記載)		<p>農業生産法人(農地の権利を取得できる法人)の設立には、①出資者、②実施事業、③業務執行役員の業務についての要件等を満たすことが必要。(農地法第2条第3項第1～3号)</p> <p>① 資本要件 ・関連事業者の議決権の合計の上限は総議決権の1/4以下。ただし、農業生産法人と連携して事業を実施する一定の関連事業者(農商工連携者等)が構成員の場合は、関連事業者の議決権の合計の上限は総議決権の1/2未満。</p> <p>② 事業要件 ・主たる事業(売上の50%以上)を農業と関連事業に限定。</p> <p>③ 業務執行役員要件 ・農業又は関連事業に常時従事(150日以上/年)役員が過半数、かつ更にその過半数は60日以上/年の農作業従事が必要。</p>
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	経営局
	担当課・室名	構造改善課
<p>根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載</p>		<p>農地法第2条第3項及び第3条、農地法施行令第1条及び第2条並びに農地法施行規則第2条から第9条まで 農業経営基盤強化促進法第12条及び第14条並びに農業経営基盤強化促進法施行規則第14条</p>
目的		<p>国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進すること等により、国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資すること。</p>
対象		農地の所有権等を取得する法人

<p>規制・制度の概要</p>	<p>規制・制度の制定時期、主な改正経緯</p>	<p>農業生産法人の仕組みについては、制度創設当初(昭和37年)は個人農家の集まりと変わらない程度に厳しく規制されていたものの、社会情勢の変化等に応じて段階的に緩和されてきている。昨年の農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)でも緩和されたところ。主な改正経緯は以下のとおり。</p> <p>&lt;構成員(出資者)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当初(昭和37年)は、法人に農地の権利提供をした者又は法人の行う農業に常時従事する者に限定</li> <li>○ 平成5年、農地保有合理化法人等が出資できるようにされるとともに、法人の関連事業者(法人から物資の供給を受ける者等)について、その有する議決権の合計が総議決権の1/4以下、かつ、それぞれ1/10以下の範囲内で出資できるよう緩和</li> <li>○ 平成15年、法人が農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者である場合、その農業経営改善計画に位置付けられた関連事業者が総議決権の1/2未満まで出資できるよう緩和</li> <li>○ 昨年(平成21年)、法人に農作業を委託している者が出資できるようにされるとともに、農商工連携事業者等の一定の関連事業者について、総議決権の1/2未満まで出資できるよう緩和</li> </ul> <p>&lt;事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当初(昭和37年)は、農業及び附帯事業に限定</li> <li>○ 平成5年、農業に関連する事業として、農畜産物を原材料とする製造加工等の事業を行えるよう緩和</li> <li>○ 平成12年、法人の行う農業以外の事業は附帯事業に限らないこととされ、法人は、主たる事業が農業(関連事業を含む。)であればよいことに緩和</li> </ul> <p>&lt;役員その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当初(昭和37年)は、法人の経営農地、労働力等の1/2以上は構成員からのものに制限</li> <li>○ 昭和45年、経営農地、労働力等についての規制を廃止</li> <li>役員について、その過半は、(ア)法人に農地の権利提供をし、(イ)法人の行う農業に常時従事する構成員であって、かつ、(ウ)農作業に主として従事する者に制限</li> <li>○ 昭和55年、過半を占める役員は、法人に農地の権利提供をしなくともよいことに緩和</li> <li>○ 平成12年、過半を占める役員は、必ずしも農作業に従事しなくともよいこととされ、過半を占める役員の過半が、農作業に一定日数以上従事してればよいことに緩和</li> </ul>
<p>規制改革要望等への対応</p>	<p>規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)</p> <p>上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方</p> <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>現行法下では、農業者以外の出資上限を最大2分の1未満に限定するなど の入口規制により、意欲のある者・企業(ベンチャー含む)の農業参入が阻 害されている。 担い手不足が深刻化する中、新たな担い手となり得る新規参入者に対する 参入障壁を低めるため、適切に農業を行なうことを前提に、農業生産法人の 要件(資本、事業、役員)を緩和すべきである。</p> <p>【食料・農業・農村基本計画(抜粋)】 第3. 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策 2. 農業の持続的発展に関する施策 (4) 優良農地の確保と有効利用の促進 農地制度については、平成21年に農地法等を改正し、農地について権利 を有する者の責務として「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければな らない」旨の明確化、転用規制の厳格化等を措置したところであり、この制度 を適切に運用することにより、食料自給率向上の基礎となる農地の確保や 有効利用を着実に推進する。</p> <p>【上記を踏まえた対応の基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本計画にあるとおり、改正農地法等の運用を的確に実施することが課題。</li> <li>● 昨年の農地法等改正により、貸借規制について抜本的見直し(貸借については農業生産法人要件を課さないこととする)を行ったところ。</li> </ul> <p>【更に明確にされるべき論点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農地の貸借規制が抜本的に見直された中、更に農業生産法人の要件緩和を求めることは、農地の所有権取得の自由化を求めることと同じであることが明確にされる必要。</li> </ul>



<規制評価シート>(各府省作成)

【② 農林水産省回答】

規制改革事項(事務局記載)		農業委員会の在り方の見直し(客観性・中立性の向上)
規制の概要(事務局記載)		<p>農業委員会は原則として市町村に必置とされており(農業委員会等に関する法律第3条第1項)、選挙による委員及び選任による委員で構成される。</p> <p>○選挙委員 ・40人を超えない範囲で条例で定める(同法第7条)。ただし、選任委員より多い人数が必要(同法施行令第2条の2)。</p> <p>○選任委員 ・農協、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事又は組合員各1人(同法第12条1号)。 ・市町村議会が推薦した学識経験者4人以内(4人以下の定数とするには条例制定が必要)(同法第12条2号)。</p>
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	経営局
	担当課・室名	構造改善課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	農業委員会等に関する法律第7条及び第12条並びに農業委員会等に関する法律施行令第2条の2
	目的	農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与すること
	対象	農業委員会
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	<p>農業委員会の委員構成については、制度創設当初(昭和26年)から、選挙委員は、市町村合併の進展、地方分権等の観点から段階的に弾力化が図られ、また、選任委員は、構造政策の推進等の観点から改正されてきている。主な改正経緯は以下のとおり。</p> <p>&lt;選挙委員&gt; ○ 当初(昭和26年)は、一律15人に制限 ○ 昭和29年、10人を下限とし、15人を上限とする範囲で条例で定める人数に緩和 ○ 昭和32年、上限を40人に弾力化 ○ 平成16年、下限を廃止し、選挙委員の数は選任委員の数を上回ればよいことに弾力化</p> <p>&lt;選任委員&gt; ○ 当初(昭和26年)は、選挙委員の過半が推薦した学識経験者5人以内 ○ 昭和29年、農業協同組合、農業共済組合の理事及び市町村議会が推薦した学識経験者の中から5人以内に改正 ○ 昭和32年、農業協同組合及び農業共済組合の理事各1人並びに市町村議会が推薦した学識経験者5人以内の計7人以内に改正 ○ 平成16年、土地改良区の理事1人を追加。学識経験者を4人以内で条例で定める人数に緩和</p>

規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	<p>現行法の委員構成では、地元農業者及び農業関係者(農協、土地改良区代表等)が委員の大多数を占めることとなり、転用利益確保のための農地転用の許可や農地利用関係の調整において恣意的な運用が散見されるとの指摘がある。</p> <p>農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行なう組織となるよう、農業委員会の委員構成を見直すべきである。</p>
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	<p><b>【食料・農業・農村基本計画(抜粋)】</b>  第3. 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策  2. 農業の持続的発展に関する施策  (4) 優良農地の確保と有効利用の促進</p> <p>農地制度については、平成21年に農地法等を改正し、農地について権利を有する者の責務として「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨の明確化、転用規制の厳格化等を措置したところであり、この制度を適切に運用することにより、食料自給率向上の基礎となる農地の確保や有効利用を着実に推進する。</p>
	<b>【対応可能性のある場合】</b> 見直し予定及びその内容	<p><b>【上記を踏まえた対応の基本的考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本計画に即して改正農地法等の運用を的確に行なうよう指導を徹底する。</li> <li>● 改正法では、同法の施行状況を踏まえた5年後見直しのほか、農業委員会の組織及び運営について検討を加えることとされているところ。</li> </ul>
	<b>【対応困難とする場合】</b> 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<p><b>【更に明確にされるべき論点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「恣意的な運用が散見される」とは具体的にどのような事実のことを指しているのか明確にされる必要。</li> </ul>

<規制評価シート> (各府省作成)

【⑤ 農林水産省回答】

規制改革事項(事務局記載)		農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外の見直し
規制の概要(事務局記載)		<p>独占禁止法では、共同経済行為等(共同生産・共同販売等)によって競争を制限することは原則として禁止されている。しかし、小規模事業者等が協同組合を組織して、市場における有効な競争単位・取引単位として競争することを期待して、一定の要件を満たした組合(農業協同組合も該当する)は同法の適用除外となっている。(独占禁止法第22条)</p> <p>※なお、これらの組合であっても、「不公正な取引方法を用いる場合」又は「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引上げることとなる場合」は独占禁止法が適用される。公正取引委員会は、農業協同組合について、組合員に対して農業協同組合の事業の利用(いわゆる系統利用)を強制するといった問題行為がみられたことを踏まえ、農業協同組合における独占禁止法の理解の浸透と法令順守体制の強化に資するべく、平成19年に「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」を策定・公表している。</p>
所管省庁	担当府省	公正取引委員会、農林水産省
	担当局名	経済取引局、経営局
	担当課・室名	調整課、協同組織課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第22条、農業協同組合法第9条
	目的	単独では有効な競争単位ないしは取引単位として大企業に伍して経済活動を行うことが困難な企業規模の小さい事業者や消費者が、相互扶助を目的とする協同組合を組織することにより、公正かつ自由な競争の促進の主体となり得ることから、このような組合が行う行為について独占禁止法の適用を除外している。
	対象	農業協同組合及びその連合会(漁業協同組合、森林組合、事業協同組合、消費生活協同組合なども同様)
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	<p>①独占禁止法、農業協同組合法の制定当初(昭和22年)より適用除外を措置。</p> <p>②平成10年の「規制緩和推進3カ年計画」(平成10年3月31日閣議決定)を踏まえ、適用除外措置全般の見直しが行われ、平成11年に「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律」が公布、施行されたが、協同組合に対する適用除外は引き続き措置。</p> <p>③平成18年の「規制改革・民間開放推進3カ年計画」(平成18年3月31日閣議決定)を踏まえ、平成19年に公正取引委員会は不公正な取引方法を明示した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」を作成。</p>

規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	<p>農業協同組合は経済事業・信用事業等多岐にわたる事業を地域独占的に行っているため、公正な競争が阻害され、産業の健全な発展が阻害されているおそれがある。</p> <p>農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外により、産業の健全な発展が阻害されるおそれがないか検証し、必要な見直しを行うべきである。</p>
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	<p>【食料・農業・農村基本計画(抜粋)】</p> <p>第3. 食料、農業及び農村に関し総合かつ計画的に構ずべき施策</p> <p>2. 農業の持続的発展に関する施策</p> <p>(1) 戸別所得補償制度の創設と生産・経営関係施策の再整理</p> <p>食料自給率の向上と多面的機能の維持を図るためには、農業生産のコスト割れを防ぎ、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備する必要がある。</p> <p>5. 団体の再編整備等に関する施策</p> <p>食料、農業及び農村に関する団体(農業協同組合、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等)については、国民に対する食料の安定供給や国内の農業生産の増大等の本基本計画の基本理念の実現に向けた責務を果たしていくことが求められている。しかしながら、これら団体が地域一体となった取組の推進や個々の農業者の経営安定に重要な役割を果たしている中で、一部には、事業運営の問題が指摘されたり、地域の農業者の期待に応えられていないケースもみられる。</p> <p>こうした状況を踏まえ、各団体が本基本計画の方向に即して、それぞれの本来の役割を適切に果たしていくとの観点から、食料、農業及び農村に関する諸制度のあり方の見直しと併せて、その機能や役割が効率的・効果的に発揮できるようにしていく必要がある。このため、行政としては、農業者の信頼を得て実績を上げている取組事例を幅広く周知するよう努めるとともに、経営の健全化やコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促進し、必要な場合には法律に基づく指導・監督を適時適切に行いつつ、効率的な再編整備につき所要の施策を講じる。</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<p>【上記を踏まえた対応の基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本計画に即して、意欲ある多様な農業者による農業経営を推進する観点や団体の再編整備の観点から、小規模な農業者の協同を支援する必要性という協同組合本来の役割も踏まえて検討。</li> </ul> <p>【更に明確にされるべき論点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農協の独禁法適用除外が基本計画の達成にどのように資するかと考えているのかも明確にされる必要。</li> <li>◆ 独禁法という競争政策において、農協だけでなく小規模事業者が共同行為を行う協同組合全般をどのように位置づけるのかも明確にされる必要。</li> </ul>
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (各府省作成)

【⑤ 公正取引委員会回答】

規制改革事項(事務局記載)		農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外の見直し
規制の概要(事務局記載)		<p>独占禁止法では、共同経済行為等(共同生産・共同販売等)によって競争を制限することは原則として禁止されている。しかし、小規模事業者等が協同組合を組織して、市場における有効な競争単位・取引単位として競争することを期待して、一定の要件を満たした組合(農業協同組合も該当する)は同法の適用除外となっている。(独占禁止法第22条)</p> <p>※なお、これらの組合であっても、「不公正な取引方法を用いる場合」又は「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を上げることとなる場合」は独占禁止法が適用される。公正取引委員会は、農業協同組合について、組合員に対して農業協同組合の事業の利用(いわゆる系統利用)を強制するといった問題行為がみられたことを踏まえ、農業協同組合における独占禁止法の理解の浸透と法令順守体制の強化に資するべく、平成19年に「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」を策定・公表している。</p>
所管省庁	担当府省	公正取引委員会事務局
	担当局名	経済取引局
	担当課・室名	調整課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)第22条 (農業協同組合法第9条)
	目的	<p>独占禁止法第22条は、協同組合の行為に関する独占禁止法の適用除外制度が規定されている。この制度は、単独では大企業に伍して競争することが困難な小規模の事業者等が相互扶助を目的とする協同組合を組織して、市場における有効な競争単位・取引単位として競争することにより、公正かつ自由な競争の促進の主体となり得るものと考えられることから、協同組合制度を独占禁止法の中に積極的に位置付けるために設けられたものである。</p> <p>なお、農業協同組合等は、農業協同組合法第9条により、一律に協同組合に該当するとみなされている。</p>
	対象	一定の要件を満たした協同組合の法令に定められる行為が独占禁止法の適用除外となる。ただし、前記の行為であっても「不公正な取引方法を用いる場合」又は「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合」は、独占禁止法が適用される。
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和22年(独占禁止法制定時)に創設。以後、内容の変更を伴う改正なし。
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	農業協同組合は経済事業・信用事業等多岐にわたる事業を地域独占的に行っているため、公正な競争が阻害され、産業の健全な発展が阻害されているおそれがある。農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外により、産業の健全な発展が阻害されるおそれがないか検証し、必要な見直しを行うべきである。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	<p>独占禁止法第22条により、農業協同組合等の行為は、独占禁止法の適用除外となるが、「不公正な取引方法を用いる場合」又は「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合」には、独占禁止法は適用される。また、例えば、農業協同組合等が事業者としての立場で他の事業者や農業協同組合と共同して、価格や数量の制限を行う場合等にも独占禁止法は適用される。</p> <p>公正取引委員会は、これまで、農業協同組合等が行った独占禁止法上の問題行為に関して、法的措置等を行ってきた。平成19年には、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」を策定・公表し、農業協同組合等による独占禁止法違反行為の未然防止を図るとともに、違反する事実が認められた場合には、適切かつ迅速に対処することとしている。</p> <p>また、独占禁止法第22条は、特定の組合の行為のみを独占禁止法の適用除外の対象とするのではなく、同条に規定する要件を満たす各組合(農業協同組合のほか中小企業関連の協同組合、信用金庫等)の行為を一律に適用除外の対象としているため、同条について見直しを行う場合には、同条が適用除外の対象とする組合すべてに効果が及ぶことになる。</p> <p>いずれにせよ、農業協同組合等の独占禁止法の適用除外の必要性については、まず、農業政策における農業協同組合等の役割、そのあり方等の議論を踏まえて検討されることが適切と考える。</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	



<規制評価シート> (各府省作成)

【⑥ 農林水産省回答】

規制改革事項(事務局記載)		農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施												
規制の概要(事務局記載)		<p>農協は販売、共済事業に加え、信用事業(貯金、貸付、証券業の取扱い)の実施が認められている。農協は今や多くの都道府県で地方銀行・信用金庫に次ぐ貯金シェアを確保する巨大金融機関となっている。</p> <p>しかし、農協法に基づき、全国農業協同組合中央会(全中)下の資格である農協監査士が指導と監査を一体的に行っているなど、他の銀行・信用金庫・信用組合のような検査・監査は実施されていない。</p> <p style="text-align: right;">農林水産省 金融庁</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">単位農協</td> <td style="text-align: center;">信用農業協同組合 連合会(県信連)</td> <td style="text-align: center;">農林中央金庫</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">検査</td> <td style="text-align: center;">都道府県</td> <td style="text-align: center;">都道府県 財務支局</td> <td style="text-align: center;">金融庁</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査</td> <td style="text-align: center;">農協監査士 (全中による資格試験)</td> <td style="text-align: center;">農協監査士 (全中による資格試験)</td> <td style="text-align: center;">公認会計士</td> </tr> </table> <p>■:他金融機関と大きく異なるもの</p> <p>※信用組合の検査・監督権限は、H12.4.1より都道府県から金融庁に移管</p>		単位農協	信用農業協同組合 連合会(県信連)	農林中央金庫	検査	都道府県	都道府県 財務支局	金融庁	監査	農協監査士 (全中による資格試験)	農協監査士 (全中による資格試験)	公認会計士
	単位農協	信用農業協同組合 連合会(県信連)	農林中央金庫											
検査	都道府県	都道府県 財務支局	金融庁											
監査	農協監査士 (全中による資格試験)	農協監査士 (全中による資格試験)	公認会計士											
所管省庁	担当府省	農林水産省												
	担当局名	【検査】大臣官房 【監査】経営局												
	担当課・室名	【検査】協同組合検査部 【監査】協同組織課												
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	【検査】農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第94条及び第98条第1項 【監査】農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第37条の2第1項 農業協同組合法施行令(昭和37年政令第271号)第2条の4												
	目的	【検査】協同組合検査の目的は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合等の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合等に対する個別指導の実を挙げ、もって組合等の正常な業務運営を促進し、農林水産業の健全な発達に資すること 【監査】農業協同組合、農業協同組合連合会が総会に提出する財務諸表及び事業報告の適正性を組合員に対し証明すること												
	対象	【検査】農協 【監査】 ・貯金及び定期積金の合計額が200億円以上の信用事業を行う農業協同組合 ・負債の合計金額が200億円以上の農業協同組合連合会												
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	【検査】農業協同組合法制定時期:昭和22年11月19日 【監査】 ・平成8年に信用金庫、信用組合等の協同組織金融機関に会計監査が義務付けられたことに併せ、同年の農協法改正により、信連及び貯金等合計額が一定規模以上の農協に対し、中央会による会計監査を義務付け ・平成13年の農協法改正により、監査対象を負債総額200億円以上の連合会に拡大 ・平成16年の農協法改正により、会計監査を行う中央会を全国農協中央会に一元化												
規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)		現在の農協だけに認められた内部監査システムでは、不祥事が相次いで起こるなど、信用事業の適正な実施が確保されていない。 他金融機関とのイコールフットディングを図る観点からも、農協経営と利害関係のない金融庁及び公認会計士による、他金融機関同様の検査・監査を実施すべきである。												

規制改革要望等への対応	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	<p><b>【食料・農業・農村基本計画(抜粋)】</b>          第3. 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策          2. 農業の持続的発展に関する施策          (3)意欲ある多様な農業者による農業経営の推進          ④ 意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化          意欲ある農業者が、それぞれの経営の発展段階に応じ、自らの創意工夫を活かした農業経営の発展を目指すことができるよう、資金調達の支援を図る。この一環として、農業者の資金借入れの際の負担軽減や、直接金融を含む民間資金の有効活用等を通じて、経営の特性に応じた資金調達の円滑化や多様化等を推進する。</p>
	<b>【対応可能性のある場合】</b> 見直し予定及びその内容	<p>5. 団体の再編整備等に関する施策          食料、農業及び農村に関する団体(農業協同組合、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等)については、国民に対する食料の安定供給や国内の農業生産の増大等の本基本計画の基本理念の実現に向けた責務を果たしていくことが求められている。しかしながら、これら団体が地域一体となった取組の推進や個々の農業者の経営安定に重要な役割を果たしている中で、一部には、事業運営の問題が指摘されたり、地域の農業者の期待に応えられていないケースもみられる。          こうした状況を踏まえ、各団体が本基本計画の方向に即して、それぞれの本来の役割を適切に果たしていくとの観点から、食料、農業及び農村に関する諸制度のあり方の見直しと併せて、その機能や役割が効率的・効果的に発揮できるようにしていく必要がある。このため、行政としては、農業者の信頼を得て実績を上げている取組事例を幅広く周知するよう努めるとともに、経営の健全化やコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促進し、必要な場合には法律に基づく指導・監督を適時適切に行いつつ、効率的な再編整備につき所要の施策を講じる。</p>
	<b>【対応困難とする場合】</b> 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<p><b>【上記を踏まえた対応の基本的考え方】</b>          ● 基本計画に即して、意欲ある多様な農業者により農業経営を推進する観点から、信用事業のみに着目するのではなく信用・経済・営農指導事業を一体的に行なうことによって地域の農業者の期待に応える必要性が高まっていることも踏まえて検討。          ● 基本計画に即して、経営の健全化やコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促進するとの観点から検討。</p> <p><b>【更に明確にされるべき論点】</b>          ◆ 信用事業のみの観点から公認会計士・金融庁検査を一律に義務付けることが基本計画の達成にどのように資すると考えているか明確にされる必要。          ◆ 農協に対する監査は、財務諸表の適正性のみならず信用・経済・営農指導事業等の事業報告の適正性を一体として行うため、農協の制度・事業に精通した中央会が監査することとされているが、この点についてはどのように対応すべきと考えているのか明確にされる必要。</p>

<規制評価シート>(各府省作成)

【⑥ 金融庁回答】

規制改革事項(事務局記載)		農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施												
規制の概要(事務局記載)		<p>農協は販売、共済事業に加え、信用事業(貯金、貸付、証券業の取扱い)の実施が認められている。農協は今や多くの都道府県で地方銀行・信用金庫に次ぐ貯金シェアを確保する巨大金融機関となっている。</p> <p>しかし、農協法に基づき、全国農業協同組合中央会(全中)下の資格である農協監査士が指導と監査を一体的に行っているなど、他の銀行・信用金庫・信用組合のような検査・監査は実施されていない。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>単位農協</td> <td>信用農業協同組合連合会(県信連)</td> <td>農林中央金庫</td> </tr> <tr> <td>検査</td> <td>都道府県</td> <td>都道府県財務支局</td> <td>金融庁</td> </tr> <tr> <td>監査</td> <td>農協監査士 (全中による資格試験)</td> <td>農協監査士 (全中による資格試験)</td> <td>公認会計士</td> </tr> </table> <p>：他金融機関と大きく異なるもの</p> <p>※信用組合の検査・監督権限は、H12.4.1より都道府県から金融庁に移管</p>		単位農協	信用農業協同組合連合会(県信連)	農林中央金庫	検査	都道府県	都道府県財務支局	金融庁	監査	農協監査士 (全中による資格試験)	農協監査士 (全中による資格試験)	公認会計士
	単位農協	信用農業協同組合連合会(県信連)	農林中央金庫											
検査	都道府県	都道府県財務支局	金融庁											
監査	農協監査士 (全中による資格試験)	農協監査士 (全中による資格試験)	公認会計士											
所管省庁	担当府省	金融庁												
	担当局名	検査局 総務企画局												
	担当課・室名	総務課企画・情報分析室 企業開示課・企画課信用制度参事官室												
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	<p>【農協に対する金融庁検査の実施】 農業協同組合法第94条第3項、第98条第1項</p> <p>【農協に対する公認会計士監査の実施】 農業協同組合法第37条の2第1項</p>												
	目的	農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上												
	対象	<p>【農協に対する金融庁検査の実施】 農協法第10条第1項第3号の事業を行う組合の信用事業に関する同法第94条第3項の規定による検査に関する事項について、都道府県知事から要請があった組合</p> <p>【農協に対する公認会計士監査の実施】 全中の監査について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貯金等の合計が200億以上の信用事業を行う農協</li> <li>・負債の合計が200億以上の信連</li> <li>・上記組合以外で監査を受けることを定款に定めた組合</li> </ul>												
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	<p>【農協に対する金融庁検査の実施】 制定時期:昭和22年11月19日</p> <p>【農協に対する公認会計士監査の実施】 制定時期:平成8年12月26日</p>												
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	現在の農協だけに認められた内部監査システムでは、不祥事が相次いで起こるなど、信用事業の適正な実施が確保されていない。 他金融機関とのイコールフットイングを図る観点からも、農協経営と利害関係のない金融庁及び公認会計士による、他金融機関同様の検査・監査を実施すべきである。												
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	<p>【農協に対する金融庁検査の実施】 ①現在の単位農協の検査制度では信用事業の適正な実施が確保できないかどうかコメントできない。 ②単位農協の行う信用事業は、信用事業のほか、経済事業・共済事業等を総合的に行っており、信用事業と他の事業は密接な関係にあることから、単位農協に対する監督・検査は、総合的に判断を行える都道府県が、実施することが好ましいものと認識している。</p> <p>【農協に対する公認会計士監査の実施】 農協に対する公認会計士監査の実施については、以下のとおり対応することが可能である。</p>												
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<p>【農協に対する金融庁検査の実施】 現行法においても、都道府県知事の要請により、金融庁が信用事業の検査を実施することは可能となっており、当方も農林水産省の都道府県検査主管課長会議において、本制度を積極的に活用するよう要請をしているところ。</p> <p>【農協に対する公認会計士監査の実施】 農協に対する公認会計士監査が実施されることに特に問題はないものと考えられる。なお、公認会計士協会においては、当該要望について、前向きに考えているものと承知している。 ただし、公認会計士監査を義務付けることについては、 ①農業協同組合法の改正が必要であること(農林水産省主管)、 ②他の協同組織金融機関についても、制度上、全ての機関に公認会計士監査は義務付けられてはならないこと、等に留意する必要。</p>												
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等													

<規制評価シート> (各府省作成)

【⑧ 農林水産省回答】

規制改革事項(事務局記載)		新規農協設立の弾力化(地区重複農協設立に係る「農協中央会協議」条項)
規制の概要(事務局記載)		既存の農協と地域を重複する別の農協(既存農協が他農協と地域を重複して拡大する場合を含む)を設立する際には、地区重複により既存農協の振興に支障がないことが要件とされているところ、農協の認可を行う行政庁は、関係市町村及び関係農業協同組合中央会に協議せねばならない(農協法第60条第1項第3号・第4号、第2項)。
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	経営局
	担当課・室名	協同組織課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第60条第2項(第44条第3項で準用する場合を含む。) 農業協同組合法施行規則(平成13年農林水産省令第148号)第208条
	目的	都道府県知事等が認可する場合において、地区が重複する地域の農業の振興に支障がないかどうかの判断材料とするため
	対象	既存の農業協同組合の地区と重複することとなる農業協同組合の設立、定款変更による地区の拡大
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	信用・共済事業を行う農協の新規設立の認可については、過度の競争により健全性が損なわれることがないよう、通達により、原則として地区の重複を認めない規制を実施。 平成13年の農協法改正(平成14年1月1日施行)において、上記規制を廃止し、以下の措置を導入。 ① 農協の設立認可で認可しない場合を、当該地区の農業の振興を図る上で支障があると認められるときなどに限定・明確化 ② 地区重複の認可に際して都道府県知事等に、地域農業振興等を担当している市町村及び農協合併・農協系統の健全な発展の指導等を担当している農業協同組合中央会との協議を義務付け
規制改革要望等への対応	規制改革要望・賛成の意見等(事務局記載)	本規定により、現在は事実上新規農協の設立は困難である。 農協間競争が促進され、各農協の経営努力の促進及び農業者の選択肢の増加が図られるよう、農協中央会との協議を義務付ける条項を削除し、容易に新規設立が可能となるようにすべきである。
	上記規制改革要望・賛成の意見等への考え方	【食料・農業・農村基本計画(抜粋)】 第3. 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策 2. 農業の持続的発展に関する施策 (3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 (4) 意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達円滑化 意欲ある農業者が、それぞれの経営の発展段階に応じ、自らの創意工夫を活かした農業経営の発展を目指すことができるよう、資金調達の支援を図る。この一環として、農業者の資金借入れの際の負担軽減や、直接金融を含む民間資金の有効活用等を通じて、経営の特性に応じた資金調達円滑化や多様化等を推進する。 5. 団体の再編整備等に関する施策 食料、農業及び農村に関する団体(農業協同組合、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等)については、国民に対する食料の安定供給や国内の農業生産の増大等の本基本計画の基本理念の実現に向けた責務を果たしていくことが求められている。しかしながら、これら団体が地域一体となった取組の推進や個々の農業者の経営安定に重要な役割を果たしている中で、一部には、事業運営の問題が指摘されたり、地域の農業者の期待に応えられていないケースもみられる。 こうした状況を踏まえ、各団体が本基本計画の方向に即して、それぞれの本来の役割を適切に果たしていくとの観点から、食料、農業及び農村に関する諸制度のあり方の見直しと併せて、その機能や役割が効率的・効果的に発揮できるようにしていく必要がある。このため、行政としては、農業者の信頼を得て実績を上げている取組事例を幅広く周知するよう努めるとともに、経営の健全化やコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促進し、必要な場合には法律に基づく指導・監督を適時適切に行いつつ、効率的な再編整備につき所要の施策を講じる。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	【上記を踏まえた対応の基本的考え方】 ● 基本計画に即して、意欲ある多様な農業者による農業経営を推進する観点から検討。 (平成14年に農協の地区重複を認めてから、地区の重複する農協の新規設立はいずれも認可)  【更に明確にされるべき論点】 ◆ 基本計画では、農協の再編整備を進めることとされており、それとの整合性をとることも必要。
【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等		